

運委参第165号
平成21年1月23日

国土交通大臣
金子 一義 殿

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇弘

株式会社日本航空インターナショナル所属ボーイング式747-400D型
JA8904及び同社所属ダグラス式MD-90-30型JA8020の航空
重大インシデントに係る意見について

当委員会は、本重大インシデント調査の結果に鑑み、航空交通の安全を確保するため、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

記

1 CRM教育訓練の見直し

株式会社日本航空インターナショナルに対して、路線訓練において、機長の判断・操作等に対して訓練生を含む他の運航乗務員が疑問を持った場合に、機長への助言を速やかに、かつ積極的に行いやすい環境を整えるため、CRM教育訓練の内容、実施時期等の見直しを行うよう指導すること。

2 管制用語等の検討

滑走路への誤進入又は誤出発等を防止するため以下の事項を実施すること。なお、その実施にあたり、新千歳空港等に離着陸する民間航空機の航空管制業務が、航空法第137条の規定により国土交通大臣の統制のもと防衛大臣に委任されていることから、防衛大臣と所要の調整を行うこと。

(1) 運航乗務員が錯誤する可能性のある「TAKE-OFF」の使用制限を規定化するとともに、その他の用語についても使用制限の規定化の必要性を検討し、それとともに、航空管制官に対して十分な教育を行い、管制交信における錯誤の可能性を減少させること。

(2) 航空交通量が多い空港において、航空機の運航条件が厳しく、かつ航空管制官から航空機が視認しにくいような気象条件における航空管制官の負荷軽減について、要員面及び施設面において検討すること。

(3) 航空管制官は運航乗務員の置かれている状況やニーズを十分に理解して管制業務を実施する必要がある、その方策を検討すること。